

# 財団法人関西社会経済研究所 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人関西社会経済研究所と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区中之島6丁目2番27号中之島センタービルディングに置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、学界、産業界協同の下に内外の経済問題、経済政策、地域開発および産業活性化などに関する研究調査、ならびに研究者に対する研究調査費、研究奨励金の供与などの事業を行い、もって我国における経済および学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 内外の経済問題、経済政策、地域開発および産業活性化に関する研究調査
- (2) 研究者に対する研究調査費、研究奨励金の供与
- (3) 講演会の開催
- (4) 内外学界との交流
- (5) 図書、雑誌、その他の刊行
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 財産および会計

(財 産)

第 5 条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の別紙財産目録記載の財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産を分けて基本財産および運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入される財産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

(財産の保管)

第 7 条 この法人の財産は、理事会の議決によって代表理事が保管する。基本財産のうち現金は、理事会の議決によって銀行に預け入れ、信託銀行に信託し、または確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(基本財産の処分)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の同意を経、かつ内閣総理大臣、文部科学大臣および経済産業大臣（以下「主務官庁」という。）の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(事業遂行の費用)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する費用は、財産から生ずる収入、寄附金および事業に伴う収入その他の運用財産をもってあてる。

(事業計画および収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て主務官庁に届け出なければならない。事業計画書および収支予算書を変更しようとする場合も同様とする。

(事業の報告および収支決算)

第 11 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に代表

理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第8号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けて、主務官庁に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書
- (8) 収支計算書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号、第7号および第8号の書類については、主務官庁に報告する前に定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、主務官庁に報告する前に、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

（収支予算外の義務負担）

- 第 12 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。借入金（その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）については、理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、かつ主務官庁の承認を受けなければならない。

（事業年度）

- 第 13 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第4章 評議員および評議員会

### 第1節 評議員

（定 数）

- 第 14 条 この法人に評議員11名以上17名以内を置く。

(選任および解任)

第 15 条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団財団法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の

数が現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事およびその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、理事、監事または使用人を兼ねることができない。

(権 限)

第 16 条 評議員は、第20条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定める個別の権限を行使する。

(任 期)

第 17 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報 酬 等)

第 18 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第2節 評議員会

(構 成)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事ならびに会計監査人の選任および解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額およびその基準
- (3) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の同意
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。

(1) 評議員会の日時および場所

(2) 評議員会の目的である事項（当該事項が役員の選任、役員の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していないときはその旨）を含む。）

3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(決 議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分の同意

(4) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議・報告の省略)

第 24 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に署名押印する。

## 第 5 章 役員および理事会等

### 第 1 節 役員および会計監査人

(役員および会計監査人の設置)

- 第 26 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 9 名以上 14 名以内
  - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とし、一般社団財団法第 91 条第 1 項第 1 号に定める代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち、1 名を所長とすることができる。
  - 4 代表理事以外の理事のうち、1 名を専務理事、1 名を常務理事とすることができる。
  - 5 専務理事、常務理事は、一般社団財団法第 91 条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。
  - 6 この法人に会計監査人を 1 名置く。

(所長、専務理事および常務理事)

- 第 27 条 所長は、この法人の研究調査業務を統括する。
- 2 専務理事は、代表理事を補佐し、業務を統括すると共に常務を処理する。
  - 3 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理する。

(役員ならびに会計監査人の選任)

- 第 28 条 理事、監事および会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事、所長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から

ら選定する。

- 3 監事および会計監査人は、理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事、常務理事を置いた場合、それらの者は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事、専務理事、常務理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 30 条 監事は、次に掲げる職務を執行する。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務ならびに財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を開催すること。
- (6) 理事会が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為やその他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) 理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすること。
- (9) その他の法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務および権限)

第 31 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表および損益計

算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュフロー計算書、収支計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事および使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

（役員および会計監査人の任期）

- 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
  - 4 理事または監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
  - 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員および会計監査人の解任）

- 第 33 条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
    - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
    - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
    - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報 酬 等)

- 第 34 条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

## 第 2 節 理事会

(構 成)

- 第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第 36 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事、所長、専務理事および常務理事の選定および解職
  - (4) 前各号に定めるもののほか、理事会で決議するものとして法令またはこの定款に定める事項

(招 集)

- 第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、その他必要事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

- 第 38 条 理事会の議長は、代表理事とする。ただし、やむを得ない理由のため、代表理事が理事会に出席できない場合は、出席理事の互選により議長を定める。
- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 3 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 代表理事、出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 名および監事が、前項の議事録に署名押印する。ただし、代表理事が欠席した場合は、出席した理事全員および監事が議事録に署名押印する。

### 第 3 節 顧問および参与

(顧問および参与)

- 第 40 条 この法人に、顧問および参与を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人に長年特に功労のあった者のうちから、評議員会の承認を経て代表理事が委嘱および解任する。
  - 3 参与は、この法人に功労のあった者のうちから、評議員会の承認を経て代表理事が委嘱および解任する。
  - 4 顧問および参与は、この法人の運営の基本方針に関し、代表理事の諮問に応じ、意見を述べる。
  - 5 顧問および参与の報酬は、無償とする。

### 第 6 章 賛助会員

(賛助会員)

- 第 41 条 この法人の趣旨に賛同し、かつ、理事会の承認を受けたものを賛助会員とする。
- 2 賛助会員に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の議決を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

2 前項の規定は、この定款の第3条および第4条および第15条についても適用する。

(解 散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 44 条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、評議員会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けてこの法人の目的に類似する公益事業に寄附するものとする。

## 第8章 事務局

(事 務 局)

第 45 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は、事務局長および必要なる職員をもって構成する。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、代表理事が任免する。

4 事務局長は、役員の指示を受けて、事務局を統括する。

5 職員は、代表理事が任免する。

6 事務局および職員に関し重要なる事項は、理事会の承認を得て、代表理事が定める。

## 第9章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第 46 条 この法人の主たる事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。

(1) 定款

(2) 役員、評議員および職員の名簿および履歴書

(3) 財産目録

(4) 資産台帳および負債台帳

- (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
  - (6) 理事会および評議員会の議事に関する書類
  - (7) 許可、認可等および登記に関する書類
  - (8) 収支予算書および事業計画書
  - (9) 収支計算書および事業報告書
  - (10) 貸借対照表
  - (11) 正味財産増減計算書
  - (12) その他必要な書類および帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類および同項第6号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿および書類は10年以上、第12号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号および第8号から第11号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(定款施行についての細則)

第 47 条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

#### 附 則 (平成22年4月19日)

- 1 この改正定款は、主務官庁の認可のあった日 (以下「認可日」という。) から施行する。
- 2 この法人の認可日における理事および監事は、次に掲げる者とする。
- |    |       |       |      |      |      |      |
|----|-------|-------|------|------|------|------|
| 理事 | 武田壽夫  | 本間正明  | 跡田直澄 | 稲田義久 | 斉藤行巨 | 櫻内亮久 |
|    | 地主敏樹  | 高林喜久生 | 西田賢治 | 計谷和明 | 林 宜嗣 | 山下徹朗 |
| 監事 | 瀧 賢太郎 | 長尾 勝  | 藤本明夫 |      |      |      |
- 3 この法人の認可日における代表理事は武田壽夫、会計監査人は監査法人 浩陽会計社とする。

平成22年4月19日 認可